



新型コロナウイルス 対策特集

新型コロナウイルス感染症について、国や県が発信する正確な情報をもとに対応をお願いします。

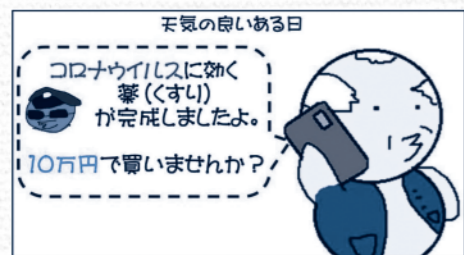
新型コロナウイルス感染症関連の便乗商法や、特別定額給付金に関する消費者トラブルが発生しています。トラブル防止のポイントを確認しましょう！



(消費者庁イラスト集より)

とくいげん
と
サギ

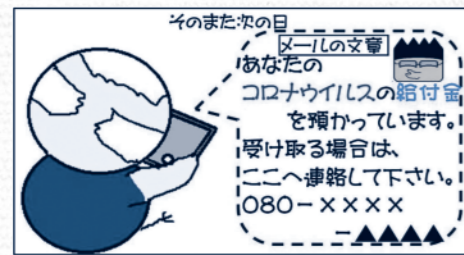
コロナウイルスに
注意するのは
感染予防だけじゃない
の巻



1



2



3



4

不審な電話やメールには
要注意じゃ!!

相談事例 ①

保健所の職員を名乗る者から「家族は何人か。マスクを直接届ける」と電話があり、不審だ。

行政機関の職員を名乗る人物、行政から委託されたという業者などからの怪しい電話、心当たりのないメール、SMS（ショートメッセージ）、SNS（ソーシャルネットワーク）などには**反応をしない**ようにしましょう。

相談事例 ②

特別定額給付金の代理申請業務を行う団体を名乗る者から電話で個人情報や口座情報を聞かれた。

相談事例 ③

高齢の母が訪問してきた行政職員を名乗る者に銀行通帳やマイナンバーカードを渡してしまった。

暗証番号、口座番号、通帳、キャッシュカード、マイナンバーは

「絶対に教えない！渡さない！」

悪質な勧誘には耳を貸さないように
気をつけましょう。

相談事例 ④

注文していないマスクが届いた。

注文をしていない商品が届いた場合は、まずは落ち着きましょう。慌てて事業者に連絡、支払いをしないようにしましょう。**14日間経ってから処分**することがポイントです。



相談事例 ⑤

ウイルス感染対策として通販サイトで除菌アルコール液等とうたう消毒液を購入したがアルコール濃度が低く効果がないものだった。

消毒に用いるアルコールは、通常、70%の**エタノール**などが使用されます。**メタノール**は人体への毒性が高いものなので、**手指の消毒には絶対に使用してはいけません。**



エタノール ○
メタノール ×

お知らせ

マスクの転売禁止に続き、アルコール消毒製品（消毒用エタノール、ハンドソープ等のアルコールを含有する医薬品、医薬部外品や、エタノール濃度が容量比60%以上の消毒液等の製品の転売が5月26日から法律により禁止されました。参考：消費者庁HP、国民生活センターHP

+

このほか新型コロナウイルス感染症について消費者として
ご注意いただきたいことを消費者庁公式ホームページでご覧ください。

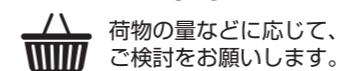
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/notice_200227.html

「密」を避けて気持ちよく**買物**を
していただくために

一人一人の気づかいで、
できるだけ**「密」を減らし、**
気持ちよく買物をしましょう。

従業員から、レジ待ちなど買物の仕方をお
願いする場合がありますので、
消費者の皆様も、ぜひご協力をお願いします。

できるだけ
● **少人数で買物**に
いきましょ。



荷物の量などに応じて、
ご検討をお願いします。

● お店での**滞在時間**を
できるだけ**短く**しましょ。



「お買物メモ」を準備するの
も役立ちます。

● **混雑を避けて**
買物をしましょ。



混んでいる時間帯を
避けることも有効です。

参考：消費者庁HP